

# 千葉県美術協会 規約

## 第1章 名称と事務所

第1条 この会は千葉県美術協会（以下「この会」）という。

第2条 この会の事務所は会計代表住所内に置く。

付記 事務局は、事務局長住所内とする。

## 第2章 目的と事業

第3条 この会は、会員相互の親和協力により創作活動を活発に行うとともに他の文化団体とも連携し千葉市の文化興隆をはかることを目的とする。

第4条 この会は前条の目的をとげるため次の事業を行う。

- (1) 美術展覧会
- (2) 美術文化推進のための諸事業
- (3) その他この会の目的を達成するための事業

## 第3章 会員・会費

第5条 この会は千葉市内在住者・在職者及び出身者又これに準ずる者をもって組織する。

第6条 この会の会員は会費として年額7,000円を納めるものとする。

2. 会員に推挙された者は入会金として2,000円を納入する。なお同一人が複数部門に亘る場合、その複数分の入会金を納入する。

3. 顧問、名誉会員は会費を免除する。

第7条 会員にして、この会の目的に反する行為をした者は、総会の決議により除名することができる。

2. 会費2年間未納者は退会したものとみなす。

## 第4章 役員

第8条 この会に次の役員を置く。

(1) 会長1名、副会長2名、理事長1名、事務局長1名、参与若干名、理事若干名、監事2名。

(2) 会長、副会長、参与、理事及び監事は総会において会員の中から選出する。

(3) 理事長、事務局長は理事会において推挙する。

第9条 会長はこの会を代表して総会を招集する。

2. 副会長は、会長事故あるときは代理をつとめる。

3. 理事長は、理事会を招集し、議長となる。理事は会の運営その他、重要事項を審議する。
4. 事務局長は、事務局を総括し、会務を処理する。
5. 参与は理事経験者で、必要に応じ会の諮問に応ずる。
6. 監事は、この会の会計を監査する。

第10条 役員の任期は、1期2年とし再任をさまたげない。但し、原則として、会長・副会長・理事長・事務局長は2期をこえないものとする。

2. 補欠のため就任した役員の任期は前任者の残留期間とする。

第11条 この会に名誉会長及び名誉会員一顧問を置く。

2. 名誉会長は、千葉市長とし、名誉会員一顧問は総会において推挙する。

第12条 この会の会務を処理するため事務局を置く。

2. 事務局員は、事務局長が委嘱する。

## 第5章 会 議

第13条 会議は、総会と理事会とし、構成員の過半数で成立する。

第14条 総会は毎年1回とし臨時総会は理事会において、必要と認めるとき開くものとする。

2. 総会の議長は出席者の中から選出し、総会の決議は出席者の過半数の賛成を要する。

第15条 総会において議決する事項は次のとおりとする。

- (1) 各種の事業計画及び収入支出の予算、決算の承認
- (2) 名誉会長一名誉会員・顧問並びに参与・理事・監事の推挙
- (3) 規約の変更
- (4) 解散及び財産の処分

第16条 理事会は、必要に応じ随時開催する。

2. 決議は、出席者の過半数の賛成を要する。

第17条 理事会において附議する事項は次のとおりとする。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 会員の承認
- (3) その他会務運営上重要な事項

## 第6章 会 計

第18条 この会の経費は次の財源により支弁する。

入会金一会費・補助金・寄付金・展覧会収入・その他

第19条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

## 附 則

この規約は、昭和44年12月13日より適用する。

この規約は、昭和53年11月5日一部改正する。

この規約は、昭和54年8月5日一部改正する。

この規約は、昭和55年7月27日一部改正する。

この規約は、昭和56年6月21日一部改正する。

この規約は、昭和57年5月23日一部改正する。

この規約は、昭和58年5月21日一部改正する。

この規約は、平成2年5月27日一部改正する。

この規約は、平成5年7月4日一部改正する。

この規約は、平成7年6月18日一部改正する。

この規約は、平成17年6月5日一部改正する。

この規約は、平成19年6月10日一部改正する。

この規約は、平成28年6月5日一部改正する。

この規約は、平成29年6月5日一部改正する。

この規約は、令和元年5月6日一部改正する。